

TOPICS

VOL.246

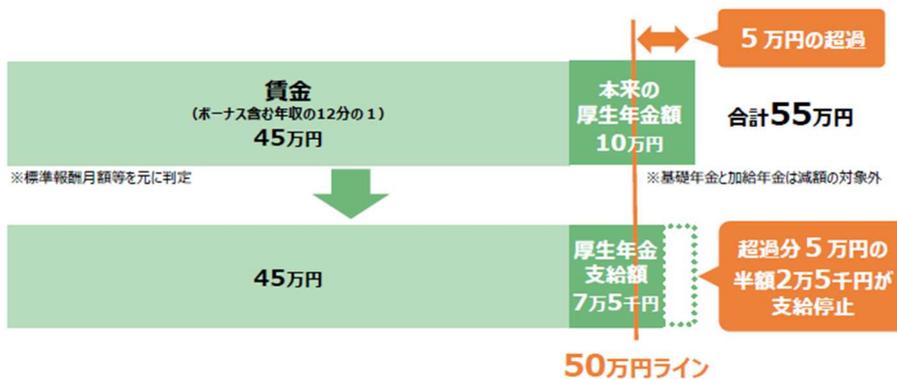
代表・特定社会保険労務士 山口 徹実
社会保険労務士 倉井 舞

URL : co-js.com E-mail : info@co-js.com TEL 028-902-1500 FAX 028-601-7024

年金制度改革法案成立 NO.2

前月号に引き続き、令和7年6月13日に成立した「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」についてレポートします。今回は主な改正内容の中から、「在職老齢年金」について取り上げます。

1. 現在の在職老齢年金



在職老齢年金とは、報酬のある方は年金制度を支える側に回っていただくという考え方にに基づき、一定の賃金を有する高齢者について、本来受給できる給付を制限する仕組みです。

働く高齢者の賃金と厚生年金の合計が50万円を超えると、厚生年金が減額されます。

令和5年総務省「労働力調査」によると、65～69歳の就業率は、2003年には34.7%でしたが、2023年には53.5%となっています。



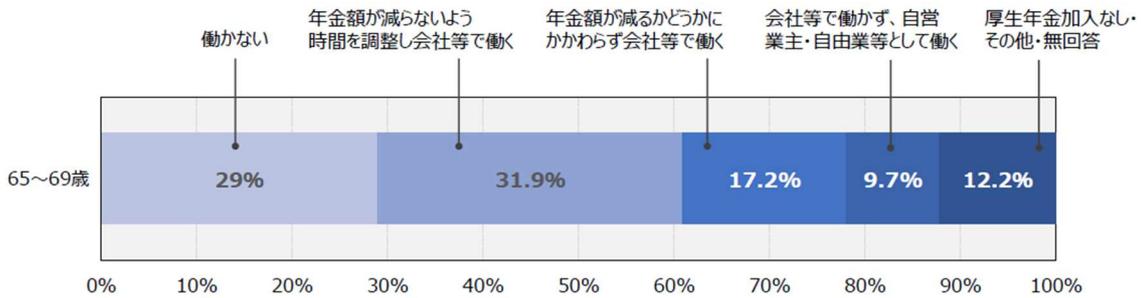
令和5年 総務省「労働力調査」

平均寿命と健康寿命が延びる中、働き続けたいと考える高齢者が増えており、さらに人材確保や技能継承等の観点で、高齢者の活躍を求める世の中のニーズも高まっています。

高齢者の働く機会が増加する中、働く年金受給権者308万人のうち在職停止者は16%です。
(2022年度末 年金局調べ)



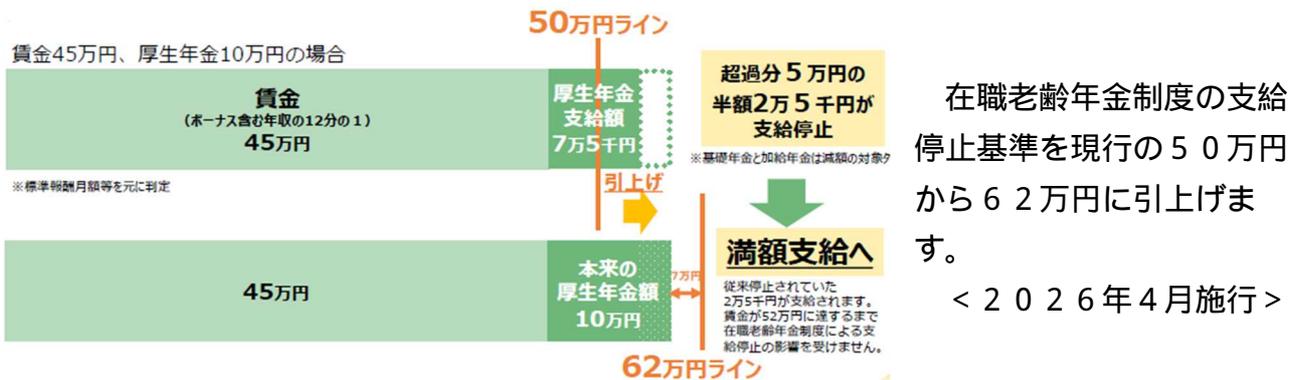
令和6年内閣府「生活設計と年金に関する世論調査」によると、「厚生年金を受け取りながら会社などで働く場合、一定以上の収入があると、受け取る年金額が減ることになります。あなたが厚生年金を受け取る年齢になったとき、どのように働きたいと思いますか？」という問いに対する回答結果は、以下の通りです。



引用元：令和6年 内閣府「生活設計と年金に関する世論調査」

在職老齢年金制度が高齢者の労働意欲を削ぎ、さらなる労働参加を妨げている例もことから、高齢者の活躍を後押しし、できるだけ労働を抑制しない、働きたい人がより働きやすい仕組みとする観点から、在職老齢年金制度を見直すこととなりました。

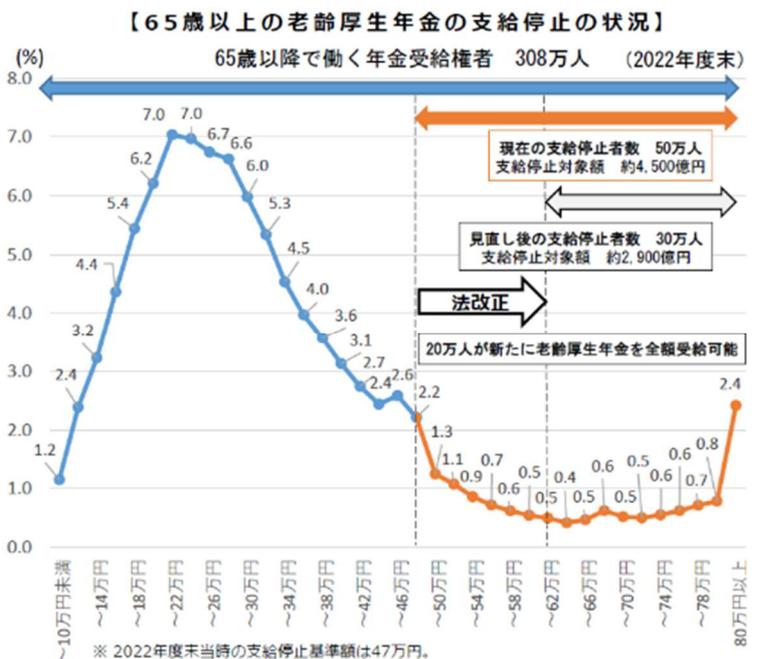
2. 在職老齢年金の見直し



「62万円」は年金を受給しつつ50代の平均的な賃金を得て継続的に働く者を念頭に置いて設定されました。

在職老齢年金制度の支給停止の基準額を引き上げる場合は将来世代の給付水準が低下するため、現行制度を維持すべきという意見もあります。

しかし、保険料負担に応じた本来の年金を受給しやすくするものであり、また、在職老齢年金制度の見直しを含め、制度改正全体で見れば、将来の給付水準が上昇すると説明されています。



以上